

評価について(第17条)

条文(評価)

- 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。
- 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。
 - 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

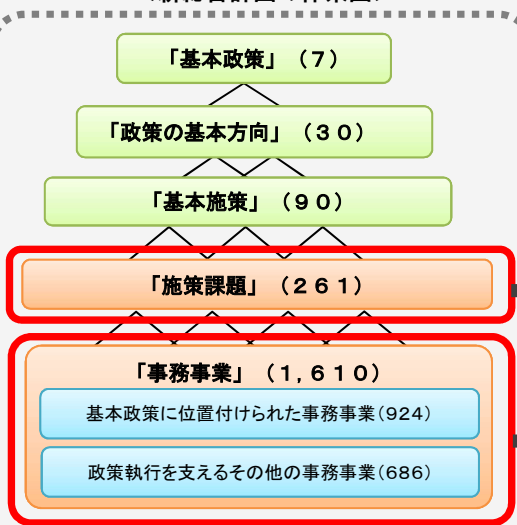
施策評価制度等の仕組みについて

【目的】

事務事業総点検及び施策評価(川崎再生ACTIONシステム)は、川崎市の新総合計画の適正な進行管理、行財政改革プランに基づく行財政改革の着実な実行及び人事評価制度に係る組織目標の管理を図るとともに、その結果を公表することにより、公正かつ透明性の高い市政運営と市民への説明責任を果たし、あわせて組織の活性化と職員の意識改革を目的としている。

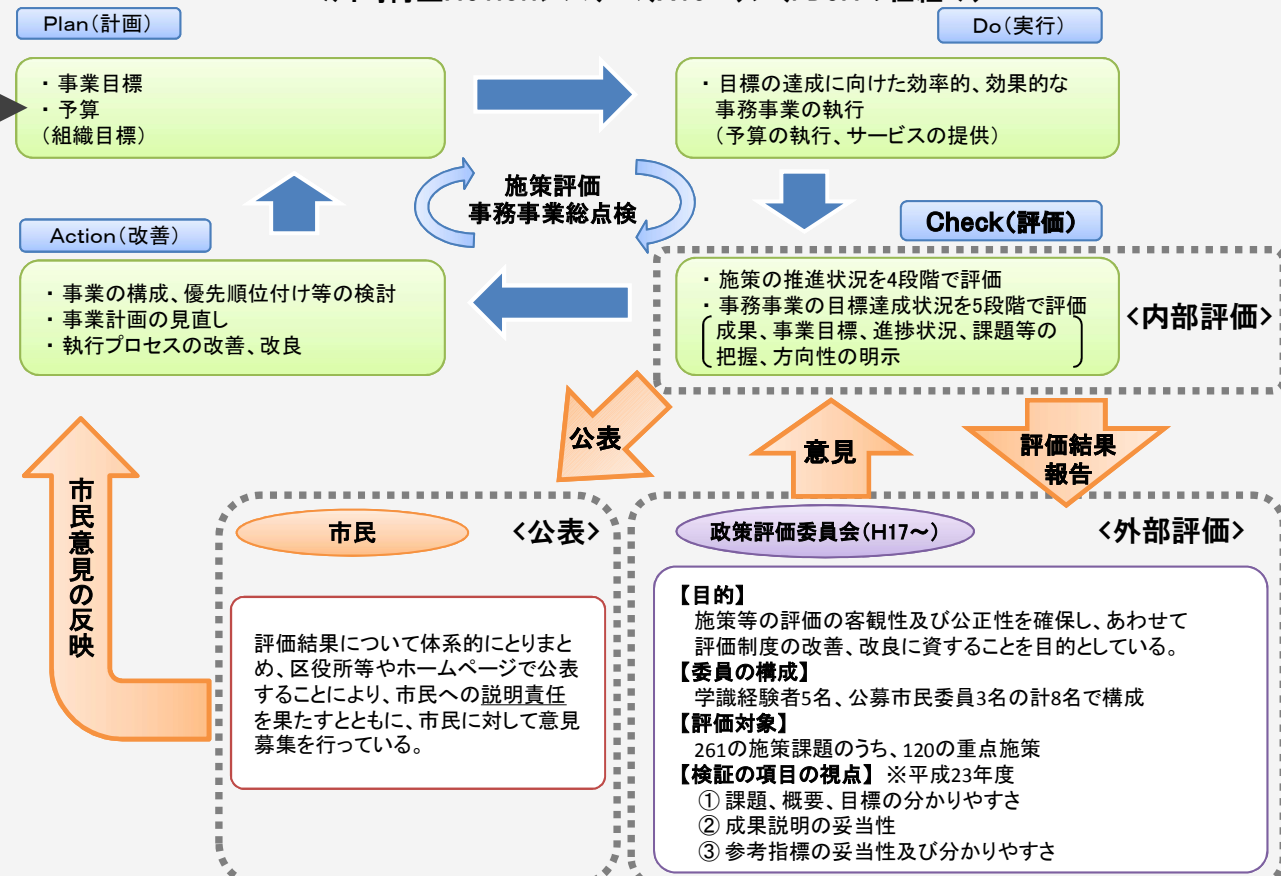
仕組みについては、右図のとおり構築し、自治基本条例の趣旨の実現を図っている。

<新総合計画の体系図>



※施策課題、事務事業等の数は平成24年度のもの

<川崎再生ACTIONシステム(H15~)>(PDCAの仕組み)



区における評価の取組

- 各区では、地域課題対応事業の分野別事務事業について川崎再生ACTIONシステムにより事務事業総点検を実施するほか、さらに個別の事業(小事業単位)についても、各区で定めた評価の様式を用いて、個別に評価を実施し、事業の実施方法や内容の見直しを図るなど、検討に反映。
- 同事業について、一部外部評価を実施(高津区)